

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年7月13日

**【会社名】** アストマックス株式会社  
(注)上記のアストマックス株式会社とは、株式移転後に完全親会社（持株会社）となる会社です。

**【英訳名】** ASTMAX Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 本多弘明

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

**【電話番号】** 該当事項はありません。

**【事務連絡者氏名】** アストマックス株式会社  
常務取締役 管理グループ管掌役員 小幡健太郎  
(注)上記のアストマックス株式会社とは、株式移転後に完全子会社となる会社です。

**【最寄りの連絡場所】** アストマックス株式会社  
東京都品川区東五反田二丁目10番2号  
(注)上記のアストマックス株式会社とは、株式移転後に完全子会社となる会社です。

**【電話番号】** 03-5447-8400(代表)

**【事務連絡者氏名】** アストマックス株式会社  
常務取締役 管理グループ管掌役員 小幡健太郎  
(注)上記のアストマックス株式会社とは、株式移転後に完全子会社となる会社です。

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** 3,868,458,000円  
(注)本届出書提出日現在において未確定であるため、アストマックス株式会社（株式移転後に完全子会社となる会社）の平成24年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

| 種類   | 発行数         | 内容  |
|------|-------------|---|
| 普通株式 | 13,019,800株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 上記発行数は、株式移転後に完全子会社となるアストマックス株式会社（以下、「アストマックス」といいます。）の発行済株式総数127,996株（平成24年3月31日現在）に、平成24年8月1日を効力発生日とする第三者割当増資に伴うアストマックスの新規発行株式2,202株を加算した合計株数130,198株に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるアストマックス株式会社（以下、「当社」といいます。）が交付する株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成24年6月26日に開催されたアストマックスの取締役会の決議（株式移転計画の承認及び臨時株主総会への付議）及び平成24年8月1日開催予定のアストマックスの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 3 アストマックスは、当社の普通株式について、株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場（以下、「大阪証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【募集の方法】

株式移転によることとします。

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により当社の成立の日の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（以下、「基準時株主」という。）に対し、アストマックスの普通株式1株に対して100株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、アストマックスの前事業年度末における株主資本の額（簿価）は3,868,458,000円であり、発行価額の総額のうち2,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について大阪証券取引所への上場申請手続きを行い、平成24年10月1日より上場する予定です。  
大阪証券取引所への上場申請手続きは、大阪証券取引所有価証券上場規程第2条第2項に基づいて行い、いわゆるテクニカル上場により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る。）について、大阪証券取引所株券上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です（大阪証券取引所株券上場審査基準第4条第3項）。

#### 3 【募集の条件】

##### (1) 【入札方式】

###### 【入札による募集】

該当事項はありません。

###### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

**【申込取扱場所】**

該当事項はありません。

**【払込取扱場所】**

該当事項はありません。

**4 【株式の引受け】**

該当事項はありません。

**5 【新規発行による手取金の使途】**

該当事項はありません。

**(1) 【新規発行による手取金の額】**

該当事項はありません。

**(2) 【手取金の使途】**

該当事項はありません。

**第2 【売出要項】**

該当事項はありません。

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】**

大阪証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、大阪証券取引所への上場を予定しております。

**第3 【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1 【組織再編成の目的等】

##### 1. 株式移転の目的及び理由

アストマックスグループが営む事業は、顧客資産の運用を行う投資顧問事業と、自己資産の運用を行うディーリング事業及びプロップハウス事業となります。

アストマックスは、平成24年6月26日の取締役会において、アストマックスの投資顧問事業と同じ許可・登録の下で事業を営むマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社（以下、「MAI社」という。）の発行済全株式を取得し、アストマックスの子会社とすることについて株式譲渡契約を締結することを決議し、直ちに当該契約書に調印しております。

本株式移転については、アストマックスによるMAI社の子会社化に加え、アストマックスの投資顧問事業のMAI社への吸収分割及びMAI社株式の当社への現物配当を実施することに合わせて本株式移転を行うことにより、当社の傘下に投資顧問事業とディーリング事業及びプロップハウス事業を営む子会社2つの事業会社が、各々100%子会社として存在する組織に再編することを目的としております。

この結果、両事業会社の管理業務が当社に集約され、管理業務の効率化及び管理コストの削減を図ると共に、両事業会社間のファイア・ウォール（業務隔壁）の更なる徹底と各々の事業会社の迅速な意思決定を可能とする体制を構築する所存です。

##### 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

###### 提出会社の概要

|                      |   |        |   |
|----------------------|---|--------|---|
| (1) 商号               | アストマックス株式会社<br>( 英文名：ASTMAX Co., Ltd. )                                     |        |   |
| (2) 所在地              | 東京都品川区東五反田二丁目10番2号  |        |   |
| (3) 代表者及び<br>役員就任予定者 | 代表取締役   | 牛嶋 英揚  | 現 アストマックス 代表取締役会長   |
|                      | 代表取締役   | 本多 弘明  | 現 アストマックス 代表取締役社長   |
|                      | 取締役   | 小幡 健太郎 | 現 アストマックス 常務取締役   |
|                      | 取締役（社外）   | 岡田 清   | 現 株式会社大和証券グループ本社 監査委員会室長<br>現 大和証券株式会社 監査役室長<br>現 株式会社大和総研ホールディングス 監査役<br>現 株式会社大和総研 監査役<br>(注) |
|                      | 取締役（社外）   | 桑島 正治  | 現 マネックスグループ株式会社 取締役副会長<br>現 マネックス証券株式会社 取締役<br>(注)  |
|                      | 監査役   | 繁畑 友章  | 現 アストマックス 常勤監査役   |
|                      | 監査役（社外）   | 福島 啓修  | 現 アストマックス 社外監査役   |
|                      | 監査役（社外）   | 小坂 義人  | 現 アストマックス 社外監査役   |
|                      | 監査役（社外）   | 山口 洋興  | 現 アストマックス 社外監査役   |
| (4) 主な事業の内容          | 投資顧問事業、ディーリング事業、プロップハウス事業等を営む子会社等の経営管理およびそれに附帯または関連する業務並びに事業化検討段階の業務を自ら営む業務 |        |   |
| (5) 資本金              | 2,000,000,000円  |        |   |
| (6) 決算期              | 3月31日   |        |   |
| (7) 純資産              | 未定  |        |   |

|         |    |
|---------|----|
| (8) 総資産 | 未定 |
|---------|----|

(注) 岡田清及び桑島正治は、平成24年8月1日開催予定のアストマックス臨時株主総会において、アストマックスの社外取締役を選任される予定であります。

### 提出会社の企業集団の概要

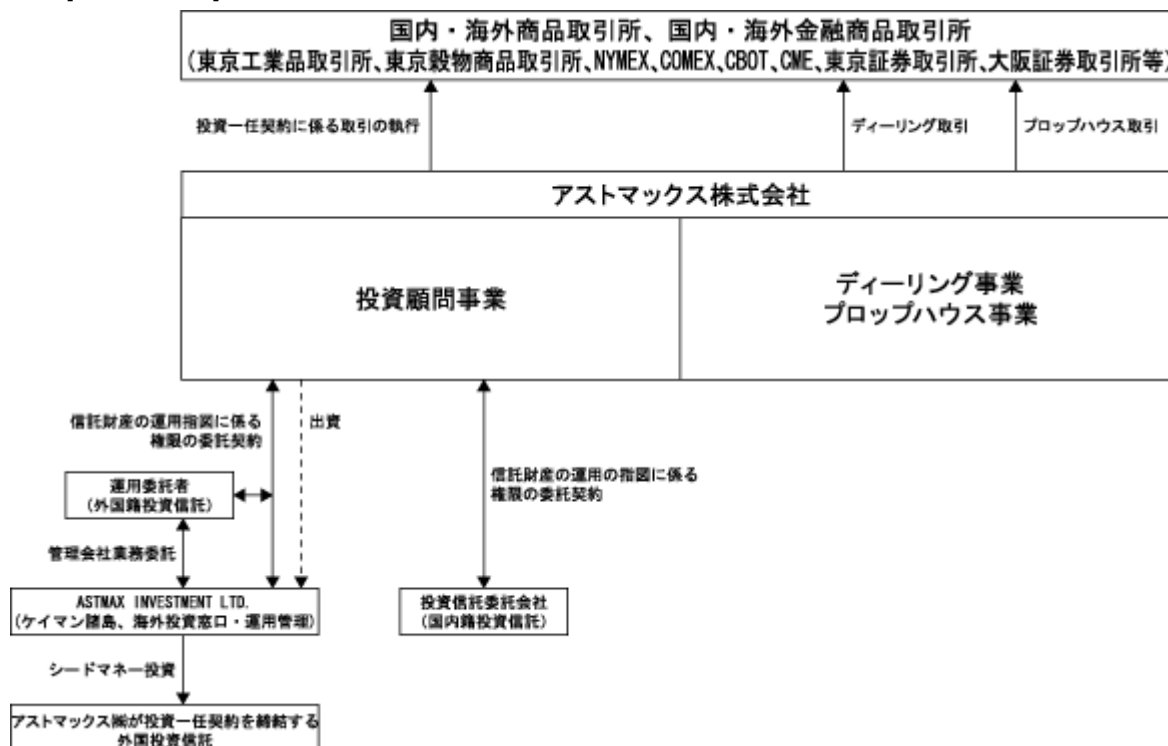
当社とアストマックスの状況は以下のとおりであります。

アストマックスは、平成24年8月1日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成24年10月1日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

| 名称                      | 住所         | 資本金<br>(百万円) | 主な事業<br>の内容                                  | 議決権<br>の所有<br>割合<br>(%) | 関係内容        |                  |          |            |            |           |
|-------------------------|------------|--------------|--|-------------------------|-------------|------------------|----------|------------|------------|-----------|
|                         |            |              |  |                         | 役員の兼任等      |                  | 資金援<br>助 | 営業上<br>の取引 | 設備の<br>賃貸借 | 業務提<br>携等 |
|                         |            |              |  |                         | 当社役<br>員(名) | 当社従<br>業員<br>(名) |          |            |            |           |
| (連結子会社)<br>アストマックス<br>株 | 東京都<br>品川区 | 1,720        | 投資運用<br>業及び投<br>資助言・<br>代理業、商<br>品投資顧<br>問業等 | 100.0                   | 未定          | 未定               | 未定       | 未定         | 未定         | 未定        |

本株式移転に伴う当社設立後、アストマックスは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるアストマックスの平成24年3月31日時点の状況は以下のとおりであります。

### [事業系統図]



### 関係会社の状況

| 名称   | 住所       | 資本金       | 主要な事業<br>の内容     | 議決権の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関係内容                              |
|--|----------|-----------|------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| (連結子会社)<br>ASTMAX INVESTMENT LTD.<br>(注) 2 | 英領ケイマン諸島 | 232,700千円 | 投資顧問事業<br>自己資金投資 | 100                      | アストマックスの自<br>己資金投資の窓口<br>役員の兼任等あり |

(注) 1 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2 特定子会社であります。

## (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

### 資本関係

本株式移転により、アストマックスは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

### 役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、アストマックス及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

### 取引関係

当社の完全子会社であるアストマックスと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

## 2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3 【組織再編成に係る契約】

### 1. 株式移転計画の内容の概要

アストマックスは、同社の臨時株主総会による承認を条件として、平成24年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成24年6月26日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、アストマックスの基準時株主に対し、その保有するアストマックスの普通株式1株につき、当社の普通株式100株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成24年8月1日開催予定のアストマックスの臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

### 2. 株式移転計画の内容

#### 株式移転計画書

アストマックス株式会社（以下、「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下、「乙」という。）を設立するための株式移転（以下、「本件株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画書（以下、「本計画書」という。）を作成する。

#### 第1条（乙の定款で定める事項等）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「アストマックス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

2. 乙の本店の所在場所は、東京都品川区東五反田二丁目10番2号とする。

#### 第2条（乙の設立時取締役、設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

牛嶋 英揚

本多 弘明

小幡 健太郎

岡田 清

桑島 正治

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

繁畑 友章

福島 啓修

小坂 義人

山口 洋興

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

第3条（本件株式移転に際して交付する株式の数等）

乙は、本件株式移転に際して、甲の株主に対して、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が乙の成立の日（第6条に定義する。）の前日現在発行している普通株式数に100を乗じた数の普通株式を交付する。

2. 乙は、本件株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式100株を割当交付する。

第4条（乙の資本金及び準備金の額）

乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

2,000,000,000円

(2) 資本準備金の額

1,000,000,000円

(3) 利益準備金の額

0円

第5条（乙が交付する新株予約権の数等）

乙は、本件株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第6回新株予約権（その内容は、別紙2「甲第6回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「甲第6回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第6回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第6回新株予約権の合計数と同数の乙の第1回新株予約権（その内容は、別紙4「乙第1回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「乙第1回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本件株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第6回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第6回新株予約権1個につき、乙第1回新株予約権1個を割り当てる。

2. 乙は、本件株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第7回新株予約権（その内容は、別紙3「甲第7回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「甲第7回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第7回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第7回新株予約権の合計数と同数の乙の第2回新株予約権（その内容は、別紙5「乙第2回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「乙第2回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本件株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に

記載又は記録された甲第7回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第7回新株予約権1個につき、乙第2回新株予約権1個を割り当てる。

#### 第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は、平成24年10月1日とする。但し、本件株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

#### 第7条（本計画承認株主総会）

甲は、平成24年8月1日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、手續の進行に応じて必要あるときは、甲は、株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条（乙の上場証券取引所）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場への上場を予定する。

#### 第9条（乙の株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

#### 第10条（事情変更）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合、及び甲がマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社の発行済株式の全部を取得することができなかつた場合には、甲の取締役会の決議により、本件株式移転に関する条件を変更し、又は本件株式移転を中止することができる。

#### 第11条（本計画の効力）

本計画は、甲の株主総会における承認が得られなかつた場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかつたときは、その効力を失う。

平成24年6月26日

東京都品川区東五反田二丁目10番2号  
アストマックス株式会社  
代表取締役 本多 弘明

（別紙1）アストマックス株式会社 定款

#### 定款

アストマックス株式会社  
平成24年10月1日 施行

#### 第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、アストマックス株式会社と称し、英文ではASTMAX Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の各号の業務を自ら営む、または、次の各号の業務を営む会社（次の各号の業務に相当する業務を営む外国会社を含む。）、組合（次の各号の業務に相当する業務を営む外国における組合に相当する



ものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

- (1) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資顧問業務
- (2) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業務
- (3) 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業務
- (4) 商品先物取引法に規定する商品市場における取引等、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引を行う業務
- (5) 貸金業法に規定する貸金業その他金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介に係る業務
- (6) 金融商品取引業等に関する内閣府令に規定する不動産関連特定投資運用業
- (7) 前各号の業務の外、金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が営むことのできる業務
- (8) 次の物品の売買、仲介並びに輸出入貿易または代理業
  - イ 穀物及びでん粉等の農作物、牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵等の畜産物、魚貝及び海藻等の水産物、その他の食品
  - ロ 粗糖、精糖、黒糖、ビート糖等の糖類
  - ハ 乾繭、生糸、綿花、綿糸、綿布、毛糸、人造絹糸、ステープルファイバー糸、その他の繊維
  - ニ 金、銀、白金、銅、パラジウム、アルミニウム、その他の非鉄金属及び鉄
  - ホ 木材、合板、油脂、樹脂、ゴム等の物資
  - ヘ 原油、天然ガス、電力等のエネルギー及びガソリン、灯油、軽油、ナフサ等の石油精製品
- (9) 商品取引所における上場商品、金融商品、(原油、天然ガス、電力等の)エネルギー等に関する情報及びその運用に関する情報提供業務及びコンサルティング業務
- (10) 有価証券(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる権利を含む。)その他の資産等の保有、管理、運用及び取得等の投資事業
- (11) 企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び組織再編に関する調査、企画並びにそれらの斡旋、仲介
- (12) 資産の管理、運用に関する情報提供サービス及びそのコンサルティング
- (13) 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
- (14) 農林水産物の生産並びに加工・販売に関する事業
- (15) 再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業
- (16) その他前各号に付帯する一切の業務

2. 当社は、前項各号の業務に付帯関連する一切の業務その他前項の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公

告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### （発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,600万株とする。

### （自己株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### （単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

### （単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる事項
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める請求をする権利

### （単元未満株式の売渡請求）

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。但し、当社が譲渡すべき自己株式を保有していないときは、この限りではない。

### （株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### （株式取扱規程）

第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### （招集）

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### （定時株主総会の基準日）

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

### （招集権者及び議長）

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2．会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2．前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに予め代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

（員数）

第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

（選任方法）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2．取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれ招集し、議長となる。

2．取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除等）

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

（員数）

第29条 当社の監査役は5名以内とする。

（選任方法）

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除等）

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償

償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であら  
かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 計算

### （事業年度）

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### （剰余金の配当の基準日等）

第38条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主  
または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 当社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された  
株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

### （配当金の除斥期間）

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払確定の日から満3年を経過してもなお受領されないとき  
は、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

## 附則

### （最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成25年3月31日  
までとする。

### （最初の取締役及び監査役の報酬等）

第2条 第27条及び第35条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時まで  
の当社の取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ次のとおりとする。

（1）取締役の報酬の総額は、年額200百万円以内とする。

（2）監査役の報酬の総額は、年額40百万円以内とする。

### （附則の削除）

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削るものとする。

### （別紙2）甲第6回新株予約権の内容

#### 1 新株予約権の名称

アストマックス株式会社第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

#### 2 新株予約権の数

895個

#### 3 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。

#### 4 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は  
1株とする。

なお、甲が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、  
本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、  
調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができるものとする。

#### 5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権 1 個当りの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該本新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金19,842円とする。

なお、甲が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、甲が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使より新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、行使価額は適正に調整されるものとする。

#### 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等限度額に2分の1を乗じた額（1円未満の端数を切り上げる。）とする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7 新株予約権を行使することができる期間

平成23年5月20日から平成26年5月19日まで

#### 8 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は権利行使時においても甲の取締役、監査役もしくは従業員又は甲子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。

本新株予約権者は本新株予約権を譲渡することはできない。

本新株予約権者は本新株予約権に担保権を設定することはできない。

その他本新株予約権の割当に関する条件については、甲と本新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定める。

#### 9 譲渡による新株予約権の取得の条件

譲渡による本新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

#### 10 新株予約権の取得条項

本新株予約権者が上記8の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず本新株予約権を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、甲はこれを無償で取得できる。

#### 11 組織再編等に伴う取扱い

甲が、合併（甲が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残

存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記7に定める残存新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記7に定める残存新株予約権を行使することが出来る期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記10に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記8に準じて決定する。

以上

#### （別紙3）甲第7回新株予約権の内容

##### 1 新株予約権の名称

アストマックス株式会社第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

##### 2 新株予約権の数

947個

##### 3 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。

##### 4 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

なお、甲が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができるものとする。

#### 5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権 1 個当りの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該本新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金24,039円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、甲が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、甲が甲普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使より新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で行使価額は適正に調整されるものとする。

#### 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等限度額に 2 分の 1 を乗じた額（1 円未満の端数を切り上げる。）とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7 新株予約権を行使することができる期間

平成24年 5 月19日から平成27年 5 月18日まで

#### 8 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は権利行使時においても甲取締役、監査役、従業員または甲子会社取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。

本新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他本新株予約権の割当に関する条件については、甲と本新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定める。

#### 9 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

#### 10 新株予約権の取得条項

本新株予約権者が上記 8 の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず本新株予約権を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、甲はこれを無償で取得できる。

#### 11 組織再編等に伴う取扱い

甲が、合併（甲が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生直前の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場



合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記7に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記7に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記10に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記8に準じて決定する。

以上

#### (別紙4)乙第1回新株予約権の内容

##### 1 新株予約権の名称

アストマックス株式会社第1回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

##### 2 新株予約権の数

895個

##### 3 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。

##### 4 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、乙が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができるものとする。

#### 5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けられることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該本新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金199円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、乙が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、乙が乙普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で行使価額は適正に調整されるものとする。

#### 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等限度額に 2 分の 1 を乗じた額（1 円未満の端数を切り上げる。）とする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7 新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月1日から平成26年5月19日まで

#### 8 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は権利行使時においても乙取締役、監査役、従業員または乙子会社取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。

本新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他本新株予約権の割当に関する条件については、乙と本新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定める。

#### 9 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

#### 10 新株予約権の取得条項

本新株予約権者が上記 8 の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず本新株予約権を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、乙はこれを無償で取得できる。

#### 11 組織再編等に伴う取扱い

乙が、合併（乙が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」とい

う。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記7に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記7に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記10に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記8に準じて決定する。

## 12 本新株予約権の行使の際の払込取扱場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番2号

三井住友信託銀行株式会社渋谷支店

以上

## (別紙5) 乙第2回新株予約権の内容

### 1 新株予約権の名称

アストマックス株式会社第2回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

### 2 新株予約権の数

947個

### 3 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。

### 4 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、乙が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行

われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができるものとする。

#### 5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該本新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金241円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、乙が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、乙が乙普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で行使価額は適正に調整されるものとする。

#### 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等限度額に2分の1を乗じた額（1円未満の端数を切り上げる。）とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7 新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月1日から平成27年5月18日まで

#### 8 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は権利行使時においても乙取締役、監査役、従業員または乙子会社取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。

本新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

その他本新株予約権の割当に関する条件については、乙と本新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定める。

#### 9 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

#### 10 新株予約権の取得条項

本新株予約権者が上記8の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず本新株予約権を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、乙はこれを無償で取得できる。

#### 11 組織再編等に伴う取扱い

乙が、合併（乙が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点

において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記7に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記7に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記10に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記8に準じて決定する。

## 12 本新株予約権の行使の際の払込取扱場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番2号

三井住友信託銀行株式会社渋谷支店

以上

## 4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

### 1. 株式移転比率

|        | アストマックス株式会社<br>(完全親会社) | アストマックス株式会社<br>(完全子会社) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 株式移転比率 | 100                    | 1                      |

(注) 1 本株式移転に伴い、アストマックスは、平成24年10月1日に商号を変更する予定です。

#### 2 株式移転比率

本株式移転によりアストマックスの基準時株主の皆様に対し、その保有するアストマックス普通株式1株につき設立する当社の普通株式100株を割当交付いたします。

#### 3 単元株式数

当社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。従いまして、当社の売買単位は、アストマックス株式の1株から100株に増加することになります。

#### 4 株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式13,019,800株（予定）

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、アストマックスの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本有価証券届出書の提出日現在、アストマックスが保有している自己株式（10,758株）については、マネックスグループ株式会社を処分予定先として平成24年8月1日付で処分することを決議しており、マネックスグループ株式会社が取得した後、本株式移転に伴い、当社の普通株式が割当交付されることとなります。

## 2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、アストマックス単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時のアストマックスの株主構成と当社の株主構成に変化がないこと、また、1単元の株式数を100株とすることから、株主の皆様が不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有するアストマックス普通株式1株に対して、当社の普通株式100株を割り当てることといたしました。

なお、上記の理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

## 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

アストマックスの普通株式については単元株式の設定はありませんが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

## 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### 1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

#### 買取請求権の行使の方法について

アストマックスの株主が、その有するアストマックスの普通株式につき、アストマックスに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成24年8月1日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアストマックスに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、アストマックスが上記臨時株主総会の決議日（平成24年8月1日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### 議決権の行使の方法

議決権の行使の方法としては、平成24年8月1日開催予定のアストマックスの臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、アストマックスの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、アストマックスに提出する必要があります。）。

また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成24年7月31日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、アストマックスが株主に送付する上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、アストマックスに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

#### 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、アストマックスの基準時株主に割り当てられます。株主は、自己のアストマックスの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録さ

れることにより、当社の株式を受け取ることができます。

## 2. 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

### 買取請求権の行使の方法について

アストマックスの新株予約権者が、その有するアストマックスの新株予約権につき、アストマックスに対して会社法第808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、アストマックスが上記臨時株主総会の決議日（平成24年8月1日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の数を明らかにして行う必要があります。

### 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法

当社は、新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

## 7 【組織再編成に関する手続】

### 1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項および会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号および第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びに、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書類を、アストマックスの本店において平成24年7月17日よりそれぞれ備え置くこととされております。

株式移転計画は、平成24年6月26日開催のアストマックスの取締役会において決定されたものであり、その内容は「第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりです。

会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類は、本株式移転に際して株式移転比率およびその算定根拠ならびに上記株式移転計画に定める当社の資本金および準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものです。

会社法第773条第1項第9号および第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項の内容を記載した書類は、本株式移転に際してアストマックスの新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容およびその数またはその算定方法が相当であることを説明したものです。

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書類は、アストマックスの平成24年3月期の末日後に生じた該当事象を説明したものです。

これらの書類は、アストマックスの営業時間内にアストマックスの本店において閲覧することができます。

### 2. 株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 臨時株主総会基準日      | 平成24年6月20日（水）     |
| 株式移転計画承認取締役会   | 平成24年6月26日（火）     |
| 株式移転計画承認臨時株主総会 | 平成24年8月1日（水）（予定）  |
| アストマックス上場廃止日   | 平成24年9月26日（水）（予定） |
| 当社設立登記日（効力発生日） | 平成24年10月1日（月）（予定） |

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 当社上場日 | 平成24年10月1日（月）（予定） |
|-------|-------------------|

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

### 3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

#### 株式について

アストマックスの株主が、その有するアストマックスの普通株式につき、アストマックスに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成24年8月1日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアストマックスに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、アストマックスが上記臨時株主総会の決議日（平成24年8月1日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### 新株予約権について

アストマックスの新株予約権者が、その有するアストマックスの新株予約権につき、アストマックスに対して会社法第808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、アストマックスが上記臨時株主総会の決議日（平成24年8月1日）から2週間以内の会社法第808条第3項または同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の数を明らかにして行う必要があります。

## 第2 【統合財務情報】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるアストマックスの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これらアストマックスの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

#### 主要な経営指標等の推移

##### 連結経営指標等

| 回次                                      | 第16期      | 第17期      | 第18期      | 第19期      | 第20期      |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月                                    | 平成20年3月   | 平成21年3月   | 平成22年3月   | 平成23年3月   | 平成24年3月   |
| 営業収益<br>(千円)                            | 2,469,477 | 3,520,059 | 2,798,787 | 1,698,441 | 1,611,917 |
| 経常利益又は<br>経常損失( )<br>(千円)               | 558,350   | 429,488   | 170,579   | 95,473    | 10,574    |
| 当期純利益又は<br>当期純損失( )<br>(千円)             | 613,014   | 204,763   | 96,018    | 185,903   | 5,831     |
| 包括利益<br>(千円)                            |           |           |           | 181,959   | 1,313     |
| 純資産額<br>(千円)                            | 4,289,363 | 4,341,565 | 4,130,829 | 3,893,241 | 3,880,044 |
| 総資産額<br>(千円)                            | 7,317,597 | 6,293,241 | 5,540,225 | 4,840,678 | 4,545,481 |
| 1株当たり純資産額<br>(円)                        | 33,499.81 | 35,622.15 | 34,443.38 | 32,919.16 | 32,938.02 |
| 1株当たり当期純利益<br>金額又は当期純損失金<br>額( )<br>(円) | 5,140.54  | 1,632.20  | 798.25    | 1,566.34  | 49.73     |
| 潜在株式調整後1株当<br>たり当期純利益金額<br>(円)          | 5,077.06  |           |           |           |           |
| 自己資本比率<br>(%)                           | 58.6      | 68.8      | 74.2      | 79.8      | 85.0      |



|                           |      |           |           |           |           |           |
|---------------------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自己資本利益率                   | (%)  | 18.8      | 4.8       |           |           | 0.2       |
| 株価収益率                     | (倍)  | 5.5       | 11.3      |           |           | 270.5     |
| 営業活動による<br>キャッシュ・フロー      | (千円) | 1,237,093 | 339,557   | 1,121,951 | 643,595   | 433,745   |
| 投資活動による<br>キャッシュ・フロー      | (千円) | 1,146,283 | 13,522    | 29,571    | 254,442   | 30,454    |
| 財務活動による<br>キャッシュ・フロー      | (千円) | 1,842,847 | 160,655   | 229,723   | 459,345   | 264,231   |
| 現金及び現金同等物の<br>期末残高        | (千円) | 2,764,710 | 2,956,322 | 1,575,075 | 2,013,763 | 1,346,239 |
| 従業員数<br>〔ほか、平均臨時<br>雇用者数〕 | (名)  | 84<br>〔2〕 | 80<br>〔2〕 | 74<br>〔3〕 | 69<br>〔0〕 | 62<br>〔2〕 |

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第18期、第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第17期、第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 第18期、第19期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

4 第18期、第19期の株価収益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

5 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。

### 第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

#### 2 【沿革】

|            |  |
|------------|--|
| 平成24年6月26日 | アストマックスの取締役会において、アストマックスの単独株式移転による持株会社「アストマックス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議 |
| 平成24年8月1日  | アストマックスの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、アストマックスがその完全子会社となることについて決議（予定）       |
| 平成24年10月1日 | アストマックスが株式移転の方法により当社を設立（予定）<br>当社普通株式を大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場（予定）       |

なお、アストマックスの沿革につきましては、アストマックスの有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照ください。

#### 3 【事業の内容】

当社は、主に持株会社として子会社等の経営管理およびそれに附帯または関連する業務並びに事業化検討段階の業務を自ら営む業務を行う予定です。

当社の完全子会社となるアストマックスおよびその連結子会社1社（ASTMAX INVESTMENT LTD.《英領ケイマン諸島籍》）においては、投資顧問事業、ディーリング事業及びプロップハウス事業を営んでおります。

投資顧問事業では、商品ファンド、投資信託及び機関投資家等と投資顧問契約を締結し、国内外の商品先物市場及び金融市場を中心に顧客資産の運用を行い、その対価として報酬を得る事業を行っております。同事業は主務省の許可を取得し、または登録を行った上で実施されております。

ディーリング事業及びプロップハウス事業は、当社の自己資産を主として商品先物市場で運用を行っております。

なお、アストマックスは、投資運用業及び投資助言・代理業、並びに商品投資顧問業を営むMAI社の株主との間で、平成24年8月1日付で発行済株式の全てを取得する旨の株式譲渡契約を平成24年6月26日に締結いたしましたので、平成24年8月1日付でMAI社はアストマックスの完全子会社となる予定です。その後、アストマックスが保有するMAI社株式を当社に現物配当することで、MAI社は当社の完全子会社となる予定です。

#### 4 【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるアストマックスの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

## (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるアストマックスの平成24年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

| セグメントの名称  | 従業員数(名) |
|-----------|---------|
| 投資顧問事業    | 5       |
| ディーリング事業  | 12〔2〕   |
| プロップハウス事業 | 17      |
| 全社(共通)    | 28      |
| 合計        | 62〔2〕   |

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

## (3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結子会社の状況

当社の完全子会社となるアストマックス及びその関係会社に労働組合はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

### 2 【営業収益の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの営業収益の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

アストマックスの主たる事業である投資顧問事業、ディーリング事業及びプロップハウス事業は、生産、受注といった区分が困難であるため、「生産・受注及び販売の状況」に代わり「営業収益の状況」を記載しております。

### 3 【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

### 4 【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転によりアストマックスの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在におけるアストマックスの事業等のリスクが当社

の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。アストマックスの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在においてアストマックスが判断したものであります。

(1) 当社グループの事業内容について

商品先物市場・金融市場等の動向について

当社グループの収益は、投資顧問事業における投資顧問報酬と、商品先物市場・金融市場等におけるディーリング事業及びプロップハウス事業の自己資産運用による収益が大部分を占めております。

当社グループの投資顧問事業、ディーリング事業及びプロップハウス事業は、主に日本の商品先物市場と海外の商品先物市場、並びに金融市場等を運用の対象市場としております。従って、当社グループの業績は、国内外の商品先物市場、金融市場等の市場動向の影響を受けております。

国内外の商品先物市場で取り扱われる商品には、国際商品と呼ばれる金・プラチナ等の貴金属、原油・灯油等のエネルギー商品、穀物等が多く、その市場動向は、金融市場と同様に、需給環境のみならず、世界的な政治、経済、社会情勢等の影響を受けます。

仮に、戦争、テロ、疫病、天災、大規模事故等の世界的事件・事故が発生し、商品先物市場または金融市場の閉鎖、取引中断、大幅な取引ルールの変更等の予期せぬ事態が発生した場合、当社グループのすべての運用業務に多大な影響が生じ、当社グループの事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

投資顧問事業における運用資産残高について

当社グループの投資顧問事業における収益は、その運用資産残高によって大きく変動します。当社グループは、安定的な収益拡大のために新たな運用資産の獲得を目指し、運用収益率の向上、新規運用プログラムの開発及びマーケティングの強化を図っていく所存です。しかしながら、市場環境や政治経済情勢の変化、当社グループの運用成績の悪化、顧客の投資方針の変更等により、顧客との間の投資顧問契約が解除され、突然運用資産残高が減少する可能性があります。また、運用プログラムは無限にその運用資産を増やすことはできず、一定の限度があり、それを超えると期待収益率が低下し、また運用リスクも増大する傾向にあることも否定できません。

仮に、既存の運用プログラムの運用資産残高が減少した場合、または新たな運用プログラムの開発が遅れた場合等においては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

優秀なファンドマネージャー、ディーラー等の確保について

当社グループは、顧客資産の運用を指示する者をファンドマネージャー、その指示を受けて取引執行を行う者をトレーダー、年金基金に対してテラーメイドによる運用を行う者をポートフォリオマネージャー（ファンドマネージャー及びポートフォリオマネージャーを、以下、ファンドマネージャー等という。）、そして自己資産運用を行う者をディーラー、ディーラー候補で育成過程の者をトレーニーと呼んでおり、当社グループの収益は、ファンドマネージャー等及びディーラーの運用成績に影響を受けます。

当社グループの顧客資産運用は、平成24年3月末現在5名のファンドマネージャー等が運用を行っています（平成24年8月1日付で予定しているMAI社の完全子会社化により、ファンドマネージャー等は6名増加の計11名体制となる予定です。）。運用業務はファンドマネージャー等の固有の判断・手法に依存する割合が高く、彼らが退職した場合、運用業務への影響は大きく、運用業務の一

部を取り止めねばならない可能性も含め、業務に大きな支障が出る可能性があります。このような事態を避けるため、個々のファンドマネージャー等のノウハウの一部共有を促進することや、新規ファンドマネージャー等の募集活動を継続して行っております。継続的にファンドマネージャー等を採用することにより、既存ファンドマネージャー等の退職という事態に対処していくことが可能となりますが、期待される能力を持つファンドマネージャー等の採用が滞った場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

自己資産運用を行っているディーリング事業及びプロップハウス事業については、優秀なディーラーの退職により収益が減少する可能性があります。ディーリング事業では、そのような事態に備え、必要に応じてディーラー候補となるトレーニーを雇用し育成に努めており、また、プロップハウス事業では継続的にディーラーの入れ替えを行っていますが、既存の優秀なディーラーが退職した場合、またはディーラーの育成・入れ替えが順調に進まなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 当社グループを取り巻く業界、競合状況、法的規制等に関するリスクについて

### 当社グループを取り巻く業界及び競合状況について

平成24年3月31日現在、日本で商品投資顧問業の許可を受けている業者はアストマックスを含め8社となっております。当社グループは、コモディティを投資対象とする資産運用が注目を集めるにつれ、今後漸次商品投資顧問業者が増加していく可能性もあると考えております。また、平成20年の投資信託及び投資法人に関する法律の改正に伴い、商品現物・先物に投資する投資信託の運用業務に関し承認を受けた投信運用業者並びに海外の商品投資顧問業者も競合先となります。従って、新規参入者の増加、または既存業者との競合が増すこと等により、受託競争が激化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

自己資産運用を行っているディーリング事業及びプロップハウス事業については、大手商社と商品取引員会社の一部等が当社グループと同様の業務を実施していると考えられます。今後、国内外の証券会社等が自己資産運用業に参入する可能性があります。それら事業の収益性の確保は、如何に優秀なディーラー等を育成確保することができるか、かつリスクを管理することができるかによると考えております。そのため、当社グループでは必ずしも新規参入者の増加が収益性の低下を招来しないと考えております。しかしながら、新規参入者の増加等により、ディーラーの引き抜きがあった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 法的規制について

当社グループの主要事業である投資顧問事業、自己資産運用事業は、金融商品取引法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、商品先物取引法等の関係法令、東京工業品取引所等の取引所の諸規則及び日本商品投資顧問業協会等の自主規制等の規制を受けております。また、アストマックスは、商品投資に係る事業の規制に関する法律により商品投資顧問業者として許可を受け、金融商品取引法上の投資運用業の登録を行っております。

当社グループでは、コンプライアンスを最重要課題の一つと認識しておりますが、特に以下のような事態が発生した場合、当社グループの主要業務である商品投資顧問業の許可が取消され、または投資運用業の登録が取消されますので、そのような事態にならないよう最善の注意を払っております。

### (商品投資顧問業の許可が取消される主な事由)

- ・ 資本金が5千万円未満となった場合
- ・ 商品投資に係る事業の規制に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法等の関係法令またはそれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑に処せられた場合

- ・役員、重要使用人等が禁錮刑以上の刑の処分を受ける等、商品投資に係る事業の規制に関する法律に定める一定の事由に該当することとなった場合
- ・不正な手段により、許可または許可の有効期間の更新を受けた場合
- ・商品投資顧問業に関し、不正または著しく不当な行為をした場合で、その情状が重い場合
- ・その他、商品投資に係る事業の規制に関する法律等により許可を取り消すべき事由に該当した場合

(投資運用業の登録が取消される主な事由)

- ・資本金が5千万円未満となった場合
- ・役員、重要使用人等が、禁錮刑以上の刑の処分を受ける等、金融商品取引法に定める一定の事由に該当することとなった場合
- ・その他、金融商品取引法等により登録を取り消すべき事由に該当した場合

当社グループは上記事由が発生しないよう組織体制を整備し、日々最大限の注意を払っておりますが、上記許可または登録の取消し事由に該当した場合、または監督当局からの行政指導や行政処分を受けることになった場合においては、当社グループの事業活動及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、商品投資に係る事業の規制に関する法律等の当社グループの事業に関連する法令、東京工業品取引所等の諸規則及び業界団体の自主規制等が改正された場合、または新たな法令、規則、自主規制等が制定された場合、当社グループの事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社グループの事業体制について

小規模組織であることについて

アストマックスは、本書提出日において役員9名、従業員62名と小規模組織であります。当社グループの業務上のリスク管理は最も重要な業務のひとつであり、ミドルオフィスである運用統轄部及びコンプライアンス・業務管理部による一層のリスク管理の強化と効率化が重要な課題であると認識しております。

今後企業規模が拡大していくにしたがって、更なる人員確保により内部管理体制やミドルオフィスの充実を図る方針であります。必要となる人員を確保できなかった場合、または今後の当社グループの事業拡大に応じて適切かつ十分な組織体制の確立が行えなかった場合、当社グループの事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスの徹底について

当社グループが営む業務には様々な法的規制や業界団体による自主規制ルールがあり、これらを企業として遵守することのみならず、役職員一人一人にモラルが求められていると考えております。当社グループの全役職員に対して社内規程で法令等の遵守を要求するとともに、その旨誓約書を提出させており、加えて継続的な啓蒙活動とチェックを実施することにより、その徹底を図っております。

しかしながら、万が一役職員による不祥事等が発生した場合は当社グループのイメージが失墜し、当社グループの事業活動及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

当社グループのコンピュータ・システムについて

当社グループのコンピュータ・システムは、主に以下の分野で使われており、業務上不可欠なイン

フラとなっております。

- ・運用プログラム
- ・運用サポートシステム
- ・顧客別運用資産の管理、損益管理、リスク管理
- ・自己資産運用業務におけるポジション管理、損益管理、リスク管理
- ・経理業務、各種データの作成

現状、業務上及びセキュリティ上必要とされる水準を備えていると考えておりますが、ハードウェア、ソフトウェアの不具合や人為的ミス、天災、停電、コンピュータウィルス、テロ等によりコンピュータ・システムに障害が発生する可能性があります。システム障害により生じた影響度合いによっては、当社グループの事業活動及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 株式の希薄化について

アストマックスは平成16年1月21日開催の臨時株主総会、平成16年6月25日、平成19年6月27日、平成20年6月26日及び平成21年6月25日開催の定時株主総会において新株予約権発行の決議を行っております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式総数は5,926株（自己新株予約権による潜在株式1,154株を含む）であり、これらは本株式移転により当社に承継されます。また、今後当社において新株予約権を発行する可能性もあります。承継された新株予約権及び今後発行される新株予約権の権利行使により発行される新株は、将来的に当社の株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらす、当社の株価形成に影響を与える可能性があります。

#### 訴訟の可能性について

アストマックスが平成19年6月に旧三井物産フューチャーズ株式会社（当時）の全株式を取得して以来抱えていた6件の被告事案は、本書提出日までに全件和解が成立しております。しかしながら、旧三井物産フューチャーズ株式会社の顧客等から訴訟を提起される可能性は残されております。

また、当社グループは複数の運用プログラムによる顧客資産の運用及び自己資産の運用を行っており、運用者としての善管注意義務違反、運用プログラム間または顧客資産の運用と当社グループの自己資産の運用との間の利益相反及び運用ガイドラインの逸脱等に起因する運用成績の低迷等を理由とする訴訟等を提起される可能性があります。こうした事態の発生を防止すべく、当社グループは遵守すべき法令等の理解をより一層深めることを目的として社内研修の開催、マニュアル等の作成等を行っております。さらに、内部管理機能の充実を目指し、利益相反取引等が発生していないか、運用ガイドラインから逸脱した投資行為が発生していないか等につきましても、運用統轄部及びコンプライアンス・業務管理部がシステム等を通じ取引の確認業務を行っております。その結果、これまで当社グループでは上記の旧三井物産フューチャーズ株式会社関連のものを除き、損害賠償請求や訴訟等の提起を受けたことはありません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

**6 【研究開発活動】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

**7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況分析については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

**第3 【設備の状況】****1 【設備投資等の概要】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

**2 【主要な設備の状況】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

**3 【設備の新設、除却等の計画】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

**第4 【提出会社の状況】****1 【株式等の状況】****(1) 【株式の総数等】**

平成24年10月1日時点の当社の状況は、以下のとおりとなる予定です。

**【株式の総数】**

| 種類   | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 36,000,000  |
| 計    | 36,000,000  |

**【発行済株式】**

| 種類   | 発行数(株)     | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名    | 内容  |
|------|------------|-------------------------------|---|
| 普通株式 | 13,019,800 | 大阪証券取引所<br>JASDAQ<br>(スタンダード) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>なお、単元株式数は100株であります。 |



|   |            |  |
|---|------------|--|
| 計 | 13,019,800 |  |
|---|------------|--|

(注) 上記発行数は、株式移転後に完全子会社となるアストマックスの発行済株式総数127,996株（平成24年3月31日現在）に、平成24年8月1日を効力発生日とする第三者割当増資に伴うアストマックスの新規発行株式2,202株を加算した合計株数130,198株に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる当社が交付する株式数は変動することがあります。

## (2) 【新株予約権等の状況】

アストマックスが発行した新株予約権に代えて、当社設立の日の前日の最終のアストマックスの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権等の状況は次のとおりです。

### 第1回新株予約権

| 区分                                     | 株式移転効力発生日現在<br>(平成24年10月1日)  |
|--|--|
| 新株予約権の数(個)                             | 895 (注)  |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | -  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。）                              |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 株式移転計画書別紙4の「4 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。  |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 株式移転計画書別紙4の「5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。   |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成24年10月1日～<br>平成26年5月19日  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 株式移転計画書別紙4の「5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。 |
| 新株予約権の行使の条件                            | 株式移転計画書別紙4の「8 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 株式移転計画書別紙4の「9 譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。   |
| 代用払込みに関する事項                            |  |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | 株式移転計画書別紙4の「11 組織再編等に伴う取扱い」をご参照ください。   |

(注) 平成24年3月31日現在のアストマックス第6回新株予約権（以下、「第6回新株予約権」という。）の個数です。本株式移転に際し、第6回新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の前日現在発行している第6回新株予約権の個数と同数の当社第1回新株予約権1個を交付いたします。なお、第6回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

### 第2回新株予約権

| 区分                                     | 株式移転効力発生日現在<br>(平成24年10月1日)  |
|--|--|
| 新株予約権の数(個)                             | 947 (注)  |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | -  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。）                              |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 株式移転計画書別紙5の「4 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。  |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 株式移転計画書別紙5の「5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。   |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成24年10月1日～<br>平成27年5月18日  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 株式移転計画書別紙5の「5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。 |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 新株予約権の行使の条件              | 株式移転計画書別紙5の「8 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | 株式移転計画書別紙5の「9 譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。 |
| 代用払込みにに関する事項             |  |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 株式移転計画書別紙5の「11 組織再編等に伴う取扱い」をご参照ください。     |

(注) 平成24年3月31日現在のアストマックス第7回新株予約権（以下、「第7回新株予約権」という。）の個数です。本株式移転に際し、第7回新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の日の前日現在発行している第7回新株予約権の個数と同数の当社第2回新株予約権1個を交付いたします。なお、第7回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成24年10月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

| 年月日        | 発行済株式<br>総数増減数<br>(株) | 発行済株式<br>総数残高<br>(株) | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金<br>増減額<br>(千円) | 資本準備金<br>残高<br>(千円) |
|------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成24年10月1日 | 13,019,800            | 13,019,800           | 2,000,000      | 2,000,000     | 1,000,000            | 1,000,000           |

(注) 本株式移転後に完全子会社となるアストマックスの発行済株式総数127,996株（平成24年3月31日現在）に、平成24年8月1日を効力発生日とする第三者割当増資に伴うアストマックスの新規発行株式2,202株を加算した合計株数130,198株に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる当社が交付する株式数は変動することがあります。

### (5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるアストマックスの平成24年3月31日現在の所有者別状況は、次のとおりであります。

平成24年3月31日現在

| 区分              | 株式の状況              |      |              |            |       |      |           |         | 単元未満<br>株式の状況<br>(株) |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|------|-----------|---------|----------------------|
|                 | 政府及び<br>地方公共<br>団体 | 金融機関 | 金融商品<br>取引業者 | その他の<br>法人 | 外国法人等 |      | 個人<br>その他 | 計       |                      |
|                 |                    |      |              |            | 個人以外  | 個人   |           |         |                      |
| 株主数<br>(人)      | 0                  | 2    | 11           | 27         | 0     | 7    | 2,684     | 2,731   |                      |
| 所有株式数<br>(株)    | 0                  | 378  | 27,801       | 30,647     | 0     | 73   | 69,097    | 127,996 |                      |
| 所有株式数<br>の割合(%) | 0                  | 0.30 | 21.72        | 23.94      | 0     | 0.06 | 53.98     | 100.0   |                      |

(注) 1 自己株式 10,758株は、「個人その他」に含まれております。  
2 単元株制度を採用していないため、単元未満株式はありません。

### (6) 【議決権の状況】

#### 【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるアストマックスの平成24年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は、次のとおりであります。

平成24年3月31日現在

| 区分     | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|--------|--------|----------|----|
| 無議決権株式 |        |          |    |

|                |                         |         |                           |
|----------------|-------------------------|---------|---------------------------|
| 議決権制限株式(自己株式等) |                         |         |                           |
| 議決権制限株式(その他)   |                         |         |                           |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式)<br>普通株式 10,758 |         | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 完全議決権株式(その他)   | 普通株式 117,238            | 117,238 | 同上                        |
| 単元未満株式         |                         |         |                           |
| 発行済株式総数        | 127,996                 |         |                           |
| 総株主の議決権        |                         | 117,238 |                           |

(注) 単元株制度を採用していないため、単元未満株式はありません。

#### 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成24年10月1日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの平成24年3月31日現在の自己株式については、次のとおりであります。

平成24年3月31日現在

| 所有者の氏名<br>又は名称          | 所有者の住所                | 自己名義<br>所有株式数<br>(株) | 他人名義<br>所有株式数<br>(株) | 所有株式数<br>の合計<br>(株) | 発行済株式<br>総数に対する<br>所有株式数<br>の割合(%) |
|-------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式)<br>アストマックス株式会社 | 東京都品川区東五反田<br>二丁目10-2 | 10,758               |                      | 10,758              | 8.40                               |
| 計                       |                       | 10,758               |                      | 10,758              | 8.40                               |

#### (7) 【ストックオプション制度の内容】

アストマックスが発行した新株予約権に代えて、当社設立の日の前日の最終のアストマックスの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権等の状況は次のとおりです。

##### 第1回新株予約権

|                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日                    | 平成24年8月1日(予定)             |
| 付与対象者の区分及び人数(名)          | 当社及び当社子会社の取締役及び従業員 47(注)  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類         | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株)                  | 同上                        |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)        | 同上                        |
| 新株予約権の行使期間               | 同上                        |
| 新株予約権の行使の条件              | 同上                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | 同上                        |
| 代用払込みに関する事項              | 同上                        |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上                        |

(注) 上記人数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等により、割り当てる新株予約権の総数が減少する可能性があります。

##### 第2回新株予約権

|       |               |
|-------|---------------|
| 決議年月日 | 平成24年8月1日(予定) |
|-------|---------------|

|                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名)          | 当社及び当社子会社の取締役及び従業員 54 (注) |
| 新株予約権の目的となる株式の種類         | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株)                  | 同上                        |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)        | 同上                        |
| 新株予約権の行使期間               | 同上                        |
| 新株予約権の行使の条件              | 同上                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | 同上                        |
| 代用払込みに関する事項              | 同上                        |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上                        |

(注) 上記人数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等により、割り当てる新株予約権の総数が減少する可能性があります。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ還元することが、企業として最も重要な課題であると考え、当社の剰余金の配当は連結当期純利益の30%を目処に、期末配当を年1回行うことを基本方針とする予定であります。

尚、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定であります。剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

## 4 【株価の推移】

当社は新設会社でありますので、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるアストマックスの株価の推移は、次のとおりであります。

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次    | 第16期    | 第17期    | 第18期    | 第19期    | 第20期    |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月  | 平成20年3月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 | 平成23年3月 | 平成24年3月 |
| 最高(円) | 83,500  | 32,000  | 26,400  | 28,000  | 14,960  |
| 最低(円) | 20,250  | 11,900  | 16,500  | 10,100  | 11,020  |

(注) 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## (2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

| 月別    | 平成24年1月 | 2月     | 3月     | 4月     | 5月     | 6月     |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 最高(円) | 12,790  | 13,900 | 14,960 | 13,600 | 12,300 | 21,900 |
| 最低(円) | 11,500  | 11,640 | 12,700 | 11,710 | 10,050 | 9,820  |

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## 5 【役員状況】

就任予定の当初の役員状況は、次のとおりであります。

| 役名          | 職名 | 氏名     | 生年月日           | 略歴   | 任期   | 所有する当社の株式数<br>割当てられる<br>持株会社の株式<br>数 |
|-------------|----|--------|----------------|--|------|--------------------------------------|
| 代表取締役<br>会長 | -  | 牛嶋 英揚  | 昭和30年<br>7月3日  | 平成4年5月 住友商事株式会社 非鉄金属部部长付 銅マーケティング課長<br>平成5年4月 アストマックス入社 常務取締役就任<br>平成6年11月 同社 代表取締役常務<br>平成10年5月 同社 代表取締役専務<br>平成13年5月 同社 代表取締役社長<br>平成19年3月 ASTMAX INVESTMENT LTD. Managing Director<br>アストマックス・キャピタル株式会社(現アストマックス) 代表取締役社長<br>平成19年6月 アストマックス・フューチャーズ株式会社(現アストマックス) 代表取締役社長<br>平成22年7月 アストマックス 代表取締役会長<br>平成23年4月 同社 代表取締役会長 ディーリング部門長 兼 派生商品部長<br>平成23年10月 同社 代表取締役会長 ディーリング部門長(現任) | (注)3 | 9,240株<br>924,000株                   |
| 代表取締役<br>社長 |    | 本多 弘明  | 昭和31年<br>10月4日 | 平成13年5月 ウェストドイッチェ・ランデスバンク東京支店(現ウェストエルビー・アーゲー東京支店) エグゼクティブディレクター<br>平成15年2月 アストマックス・アセット・マネジメント株式会社(現当社) 代表取締役社長<br>平成17年11月 アストマックス 入社 取締役<br>平成18年6月 同社 常務取締役<br>平成19年6月 同社 専務取締役<br>平成19年9月 ASTMAX INVESTMENT LTD. Managing Director<br>平成20年6月 アストマックス 代表取締役専務<br>平成22年7月 同社 代表取締役社長<br>平成23年4月 同社 代表取締役社長 管理グループ管掌役員<br>平成23年7月 同社 代表取締役社長(現任)                                     | (注)3 | 1,140株<br>114,000株                   |
| 常務取締役       |    | 小幡 健太郎 | 昭和41年<br>9月16日 | 平成2年4月 エース交易株式会社 入社<br>平成4年10月 アストマックスへ出向<br>平成10年1月 同社へ転籍 運用部長<br>平成11年5月 同社 取締役<br>平成14年5月 同社 常務取締役<br>平成22年4月 同社 常務取締役 投資顧問部門長<br>平成24年2月 同社 常務取締役 管理グループ管掌役員 兼 経理部長 兼 総務部長 兼 コンプライアンス・業務管理部長<br>ASTMAX INVESTMENT LTD. Managing Director(現任)   | (注)3 | 3,120株<br>312,000株                   |

|             |       |                |   |      |                    |
|-------------|-------|----------------|---|------|--------------------|
| 取締役<br>(注)1 | 岡田 清  | 昭和35年<br>6月4日  | 昭和59年4月<br>大和証券株式会社入社<br>平成15年4月<br>株式会社大和証券グループ本社 経営企画部 付部長<br>平成21年4月<br>株式会社大和証券グループ本社 監査委員会室長（現任）<br>平成21年6月<br>株式会社大和総研ホールディングス 監査役（現任）<br>株式会社大和総研 監査役（現任）<br>平成23年4月<br>大和証券株式会社 監査役室長（現任）<br>大和証券キャピタル・マーケット株式会社 監査役室長<br>平成24年8月<br>アストマックス 社外取締役（予定）  | (注)3 |                    |
| 取締役<br>(注)1 | 桑島 正治 | 昭和30年<br>1月2日  | 昭和52年4月<br>日興証券株式会社入社<br>平成11年5月<br>日興オンライン株式会社（現マネックス証券株式会社）取締役<br>平成11年6月<br>日興証券株式会社 執行役員<br>平成13年10月<br>株式会社日興コーディアルグループ（現シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社）取締役<br>平成18年1月<br>日興システムソリューションズ株式会社 取締役会長<br>平成18年6月<br>マネックスグループ株式会社 取締役<br>平成18年12月<br>株式会社日興コーディアルグループ（現シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社）取締役兼代表執行役社長<br>平成20年1月<br>同社 取締役副会長<br>平成21年4月<br>マネックス証券株式会社 取締役（現任）<br>平成21年6月<br>マネックスグループ株式会社 取締役<br>平成23年2月<br>同社 取締役副会長（現任）<br>平成24年8月<br>アストマックス 社外取締役（予定） | (注)3 |                    |
| 監査役<br>(常勤) | 繁畑 友章 | 昭和31年<br>8月27日 | 昭和55年4月<br>株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社<br>平成9年1月<br>同社 本店 上席調査役<br>平成12年5月<br>同社 四貫島支店 支店長<br>平成14年10月<br>同社 法人統括部（大阪）部付部長<br>平成15年12月<br>同社 人材開発部（大阪）上席推進役<br>平成20年4月<br>同社 本店 上席調査役 銀泉株式会社へ出向<br>平成20年8月<br>同社退社 銀泉株式会社で引き続き勤務<br>平成21年10月<br>銀泉株式会社退社<br>平成23年6月<br>アストマックス入社 顧問<br>監査役（現任）  | (注)4 | 1,030株<br>103,000株 |
| 監査役<br>(注)2 | 福島 啓修 | 昭和34年<br>7月13日 | 昭和57年4月<br>オリエント・リース株式会社（現オリックス株式会社）入社<br>平成15年6月<br>アストマックス 社外監査役（現任）<br>平成20年10月<br>オリックス株式会社 リスク管理本部 副本部長<br>平成24年3月<br>オリックス・レンテック株式会社 常務執行役員<br>ソリューション事業本部長（現任）   | (注)4 |                    |
| 監査役<br>(注)2 | 小坂 義人 | 昭和30年<br>7月13日 | 昭和62年1月<br>千葉・小坂会計事務所代表（現 飛悠税理士法人代表社員）（現任）<br>平成3年3月<br>アクタス監査法人（現 太陽ASG有限責任監査法人）代表社員（現任）<br>アストマックス 社外監査役（現任）<br>平成18年2月<br>スター・マイカ株式会社 社外監査役（現任）<br>平成18年6月<br>信越化学工業株式会社 社外監査役（現任）   | (注)4 |                    |

|             |      |               |          |                                      |      |                     |
|-------------|------|---------------|----------|--------------------------------------|------|---------------------|
| 監査役<br>(注)2 | 山口洋興 | 昭和24年<br>5月6日 | 昭和48年4月  | 大和証券株式会社 入社                          | (注)4 |                     |
|             |      |               | 平成8年7月   | 同社 年金部長                              |      |                     |
|             |      |               | 平成10年8月  | 株式会社大和総研 総務部部长(秘書課)                  |      |                     |
|             |      |               | 平成16年10月 | 同社 監査・検査部 リサーチ・コンプライアンス管理部 担当 兼 法務部長 |      |                     |
|             |      |               | 平成19年4月  | 大和証券投資信託委託株式会社 監査役                   |      |                     |
|             |      |               | 平成19年6月  | 日の出証券株式会社 社外監査役                      |      |                     |
|             |      |               | 平成22年6月  | アストマックス 社外監査役(現任)                    |      |                     |
| 計           |      |               |          |                                      |      | 14,530<br>1,453,000 |

- (注) 1 取締役岡田清及び桑島正治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2 監査役福島啓修、小坂義人並びに山口洋興は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3 取締役の任期は、平成24年10月1日から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
 4 監査役の任期は、平成24年10月1日から平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は経営管理機能の強化・充実を経営の最重要課題として捉え、コンプライアンスを重視した経営を心がけると共に、社内管理体制の拡充を推進してまいります。各種リスクに対する管理、役職員の高いモラルの維持、内部監査の実施等を目的に社内規程を整備し、その遵守の徹底を心がけてまいります。また、関係官庁によって登録あるいは許可を受けた企業として金融商品取引法をはじめとした関連業法や商品取引所諸規則の遵守は言うまでもなく、行動規範等についても新人教育や各種社内会議等で指導・教育に努めてまいります。さらに経営の透明性を確保し、株主等ステークホルダーの理解と信頼を高めるべく、迅速な情報開示を実施するとともに、効果的なチェック機能を発揮できる監査役制度を採用いたします。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

##### イ. 会社の機関の基本説明

###### 取締役会

当社の取締役会は5名（うち社外取締役は2名）で構成し、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催する予定であります。取締役会では、非常勤も含めた監査役出席のもと、経営に関する重要事項についての報告、決議を行ってまいります。当社は、取締役会を経営の意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置付け、取締役会から全職員に至るまでの双方向の意思の疎通を図る体制を構築してまいります。

尚、当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金3百万円と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

###### 監査役会

当社の監査役会は4名（うち社外監査役3名）で構成し、毎月1回の監査役会に加え、随時必要に応じて臨時監査役会を開催する予定であります。各監査役は、各年度に策定する監査計画に従い、取締役会やその他重要な会議への出席、内部監査室及び会計監査人と連動しての業務監査等を行ってまいります。監査役会は、内部監査室及び会計監査人から適時適切な報告を受けるほか、会計監査人の往査時の立会・面談等を通じて十分な意見交換を行い、独立性確保の前提のもとに相互間の連携強化を図ってまいります。

尚、当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2百万円と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## ロ．内部統制システムの整備の状況

当社の財務報告に係る内部統制について、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関し社長を補佐すると共に、同整備及び運用の遂行に関し各部門、部室のサポートを行い、内部統制報告書の作成に関し、社長を補佐する組織を用意する予定であります。

また、内部監査室において、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価を行うほか、業務全般に関し方針・計画・手続の妥当性及業務実施の有効性、関係諸法令及び社内諸規程の遵守状況について内部監査を実施し、その結果を取締役会並びに監査役に報告することとする予定であります。同室は改善事項の指摘及び指導を行うと共に、改善の進捗状況の報告をさせることで、より実効性の高い監査を実施してまいります。

### リスク管理体制の整備状況

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理を行う予定であります。

事務リスクについては、各部にて事務規程に基づき業務執行を適時・的確に行うことを求め、その結果について内部監査で検証する体制を構築してまいります。

システムリスクについては、システムエンジニア等専門家を擁する情報システム部において、システム管理業務を行うと共に、各部からのシステム開発依頼に対応できる体制（外注を含む）を整備してまいります。

その他のリスクについては、危機発生を想定し、投資家保護、役職員の安全、自己資産保全、データ保護等に関する「コンティンジェンシープラン」を制定する予定であります。

### 第三者のコーポレート・ガバナンスへの関与状況

会計及び財務報告に係る内部統制監査は新日本有限責任監査法人に依頼する予定であります。

法務問題については、森・濱田松本法律事務所と顧問契約を締結する予定であります。

税務問題については、税理士法人プログレスと顧問契約を締結する予定であります。

労務・人事関連では、社会保険労務士法人伊藤人事労務研究所と委任契約を締結する予定であります。

### 内部監査及び監査役監査の状況

「監査役監査基準」に基づく監査役会による監査に加え、取締役会直轄の内部監査室による内部監査を行ってまいります。内部監査は「内部監査規程」に則り作成された内部監査計画に基づき実施し、その結果については、取締役会、社長及び監査役会に報告いたします。会計監査は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人により定期的に行い、その結果については、監査役会及び取締役会に報告いたします。

監査役監査の組織及び手続については、上記「 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況 イ．会社の機関の基本説明 監査役会」をご参照ください。

監査役会は、「監査役会規程」の定めにより代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行う等、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることとし、監査役会の構成員たる監査役については経営トップ層との直接コンタクトにより、監査の実効性を確保する予定であります。

また、「監査役監査基準」により、監査役は内部統制システムの整備状況及び運用状況についての報告を取締役から定期的に求めることとする予定であります。同基準により監査役は、取締役会その他重要な会議への出席並びに取締役及び従業員等から情報を受領することができるとし、報告に関する体制を確立してまいります。社外監査役を含め監査役会に対する補佐業務を経理部が行い、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、経理部長等の指揮命令を受けないこととする予定であります。経理部による主な補佐業務は、監査役会に付議予定の議題に関する資料の事前配布、必要に応じた事前説明及び監査役会議事録等の整備などであります。

内部監査の組織及び手続については、「 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況 ロ．内部統制システムの整備の状況」をご参照ください。

### 社外役員について

当社は、取締役5名のうち2名を会社法第2条第15号に定める社外取締役として選任する予定でお



ります。

社外取締役には、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、業界、会計等の専門性を持った人材を招聘し、独立性・実効性を確保することにより、取締役の職務への牽制機能を強化してまいります。

当社は、監査役4名のうち3名を会社法第2条第16号に定める社外監査役として選任する予定であります。

社外監査役には、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、業界、会計等の専門性を持った人材を招聘し、独立性・実効性を確保することにより、取締役の職務への牽制機能を強化してまいります。また、社外監査役のうち1名は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。尚、社外監査役の山口洋興氏は大和証券株式会社の出身者であります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断した社外監査役3名を独立役員として選任する予定であります。

社外監査役による監査及び社外監査役の取締役会への出席等により、経営監視が十分に機能する体制を採用する予定であります。

尚、社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係について、記載を要する特段の事項はございません。

#### 役員の報酬等

当社の役員報酬は、株主総会の決議によって定めるものとします。（ただし、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当会社の取締役の報酬の総額は、年額200百万円以内とし、監査役の報酬の総額は、年額40百万円以内とする旨を定款で定める予定であります。）

#### 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨、定款で定める予定であります。

#### 取締役選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨、定款で定める予定であります。

#### 監査役の定数

当社の監査役は5名以内とする旨、定款で定める予定であります。

#### 監査役選任の決議要件

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定であります。

#### 自己株式の取得

当社自己株式の取得について、取得の時期や条件等に関し弾力的に対応することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款で定める予定であります。

#### 中間配当

当社株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨、定款に定める予定であります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定める予定であります。

#### その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定であります。

**(2) 【監査報酬の内容等】****【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は新日本有限責任監査法人に委嘱する予定です。

**【その他重要な報酬の内容】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

**【監査報酬の決定方針】**

当社は新設会社ですので該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案した上で決定する予定です。

**第5 【経理の状況】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアストマックスの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）をご参照下さい。

**第6 【提出会社の株式事務の概要】**

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

|            |   |
|------------|---|
| 事業年度       | 4月1日から3月31日まで（ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成25年3月31日までとする予定です。）                                    |
| 定時株主総会     | 6月中   |
| 基準日        | 3月31日   |
| 剰余金の配当の基準日 | 9月30日、3月31日   |
| 1単元の株式数    | 100株  |
| 単元未満株式の買取り |   |
| 取扱場所       | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部   |
| 株主名簿管理人    | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社   |
| 取次所        |   |
| 買取手数料      | 未定  |
| 公告掲載方法     | 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。<br>（公告掲載URL 未定） |
| 株主に対する特典   | なし  |

**第7 【提出会社の参考情報】****1 【提出会社の親会社等の情報】**

当社には親会社等はありません。

- 2 【その他の参考情報】  
該当事項はありません。

## 第四部 【特別情報】

### 第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

#### 1 【貸借対照表】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2 【損益計算書】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3 【株主資本等変動計算書】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

## 第五部 【組織再編成対象会社情報】

### 第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)平成24年6月28日関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

##### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

##### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

#### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第六部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

### 2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3 【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるアストマックスの平成24年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

| 平成24年3月31日現在   |                   |              |                                    |
|----------------|-------------------|--------------|------------------------------------|
| 氏名又は名称         | 住所                | 所有株式数<br>(株) | 発行済株式<br>総数に対する<br>所有株式数<br>の割合(%) |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内1丁目9-1  | 22,601       | 17.66                              |
| 有限会社啓尚企画       | 東京都目黒区碑文谷3丁目8-1   | 17,720       | 13.84                              |
| 牛嶋 英揚          | 東京都大田区            | 9,240        | 7.22                               |
| 伊藤忠商事株式会社      | 東京都港区北青山2丁目5-1    | 9,000        | 7.03                               |
| スター為替証券株式会社    | 東京都中央区八重洲1丁目8番16号 | 4,670        | 3.65                               |
| 小幡 健太郎         | 東京都目黒区            | 3,120        | 2.44                               |
| 小倉 卓也          | 東京都目黒区            | 2,650        | 2.07                               |
| オリオン交易株式会社     | 兵庫県神戸市中央区京町6-7番地  | 2,500        | 1.95                               |
| 小坂 旦子          | 東京都世田谷区           | 1,271        | 0.99                               |
| 本多 弘明          | 神奈川県川崎市           | 1,140        | 0.89                               |
| 計              |                   | 73,912       | 57.75                              |

(注) 上記のほか、アストマックス所有の自己株式 10,758株 (8.40%) があります。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手続に基づき、平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日（平成24年7月13日）現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成24年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日（平成24年7月13日）現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。